

# 配水管の穿孔資格について

水道法施行規則第36条第2号により、分岐の施工は「適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事又は監督させること」となっている

「配水管から給水管を分岐する工事に係る作業及び当該分岐部から水道メーターまでの配管工事に係る作業について、配水管その他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることが無いよう、適切な資機材、工法、地下埋設物の防護の方法を選択し、正確な作業を実施することができる者」(H9厚生労働省通知)

厚生労働省より、上記の施行規則について、適切に運用するよう数回の通知がなされている

- ・配水管からの分岐工事について、資格と必要する
- ・予定は5年後の令和13年4月以降
- ・詳細な制度は来年度に改正予定

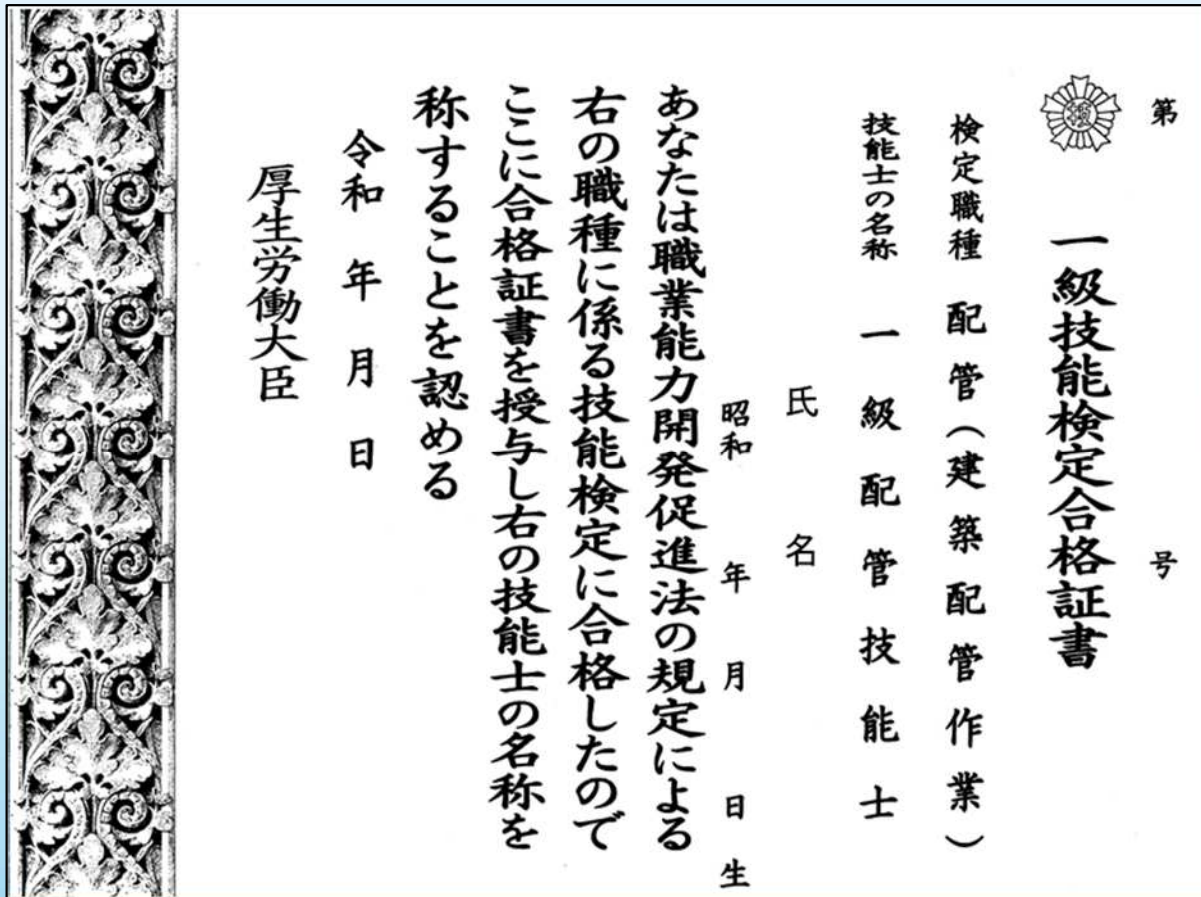
「適切に作業を行うことができる技能を有する者」

- ①職業訓練校の配管科の過程修了者 (職業能力開発促進法第24条)
- ②職業能力開発促進法に規定する配管技能士 (同法第44条)
- ③給水装置工事配管技能検定会の合格者
- ④水道事業者等によって行われた試験や講習で資格を得た者

※指定更新時確認書にて届出している内容

※給水装置工事主任技術者や市の配管技術講習ではない

## ②職業能力開発促進法に規定する配管技能士

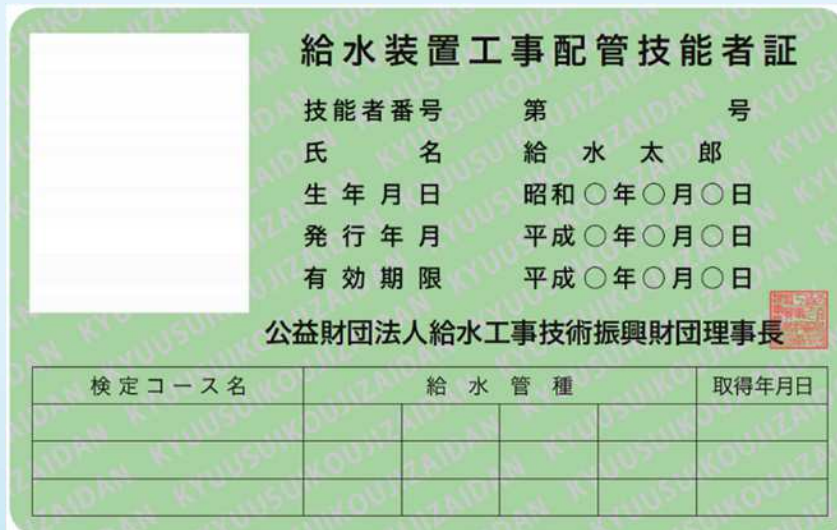


都道府県が行う技能検定試験  
(各職業能力開発協会が実施)

年に1回実施されている

学科試験、実技試験による

### ③給水装置工事配管技能検定会について



公益財団法人 給水工事技術振興財団が開催  
「給水装置工事配管技能検定会」

名称は  
給水装置工事配管技能者証  
給水装置工事配管技能者認定証(H28まで)

令和8年度は福岡で11月、山口で10月開催予定  
詳細は要確認